

第1回 堺市・美原町任意合併協議会

会 議 録

平成15年1月27日開催

第1回 堺市・美原町任意合併協議会 会議録

1.開催日時 平成15年1月27日(月) 午後3時～

2.開催場所 美原町役場 特別会議室

3.出席者

委員

木原 敬介(会長)	高岡 寛(副会長)
内原 達夫	野田 博
伏見 弘之	
中村 勝	肥田 勝秀
西 恵司	池田 範行
辻林 幸雄	筒居 修三
加藤 均	池田 貢

関係職員

指吸 明彦	奥野 信行
池川 哲彦	
播井 三千夫	

4.議題及び議事の要旨

議題

- 報告第1号 堺市・美原町任意合併協議会規約について
- 報告第2号 堺市・美原町任意合併協議会規約に関する協議について
- 報告第3号 堺市・美原町任意合併協議会事務局規程について
- 協議第1号 堺市・美原町任意合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号 堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 協議第3号 平成14年度堺市・美原町任意合併協議会事業計画について
- 協議第4号 平成14年度堺市・美原町任意合併協議会予算について
- 協議第5号 法定合併協議会のスケジュールについて
- 協議第6号 法定合併協議会の委員等の構成について
- 協議第7号 堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針について
- 協議第8号 堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について

議事の要旨

(太田事務局長)

ただ今から、堺市・美原町任意合併協議会を開催いたします。

事務局長の太田でございます。よろしくお願いいたします。本協議会の規約により、会長が議長となることと規定しておりますが、お手元の会議資料の1ページの本日の次第に記載の「4. 報告事項」に入りますまでは、私が進行役をつとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本協議会会長であります、木原堺市長からごあいさつ申し上げます。

(木原会長)

皆さんこんにちは。堺市長の木原でございます。堺市・美原町任意合併協議会の会長として、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様お忙しい中、また、天候もお悪い中、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日ここに、堺市と美原町の任意の合併協議会が開催されますことは、ともに手を携えて、合併・政令指定都市の実現に向けての第一歩を踏み出すことができたものと存じており、誠に意義深い思いでございます。

堺市と美原町の間では、平成12年の12月から、広域行政課題連絡協議会において、合併問題についての行政レベルでの調査研究を進めることとし、両市町の事務事業の現況調査や新しいまちづくりの方向性について検討を重ね、昨年3月に報告書を取りまとめるなど、一定の成果をあげて参ったところでございます。

本協議会では、両市町の議員の方々にもご参画をいただき、法定合併協議会の設置に向けて、そのスケジュールやメンバー、そして今後、法定合併協議会において本格的に議論してまいります、市町村建設計画や事務事業調整の基本方針などの検討をお願いしたいと考えております。

合併についての十分な議論と住民の皆様への情報提供を行いながら、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することができるよう、協議をすすめることができれば幸いです。

どうか、委員の皆様には、本協議会の運営と今後の合併協議に関し、積極的なご支援、ご協力をお願いできれば幸いです。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

(事務局長)

ありがとうございました。それでは、続きまして、本協議会副会長の高岡美原町長、

ごあいさつをお願いいたします。

(高岡副会長)

ただいまご紹介に預かりました美原町長の高岡でございます。

第1回の堺市・美原町任意合併協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、この協議会が発足し初の会議開催となりました。振り返ってみますと、平成7年の堺市・美原町広域行政課題連絡協議会の発足以来、本町と堺市さんとは、様々な行政課題について協議・調整を行い、今日まで緊密な連携の下、よりよいまちづくりに努めてまいったところでございます。

特に平成12年度以降は、両市町の首長も参加し、合併問題を一つのテーマとして調査研究を進めてきたところでございます。

これら調査研究の成果やこれまでの連携の実績も踏まえまして、ここに新たな一步を踏み出しましたことは、大変意義深いものがあると感じております。

願わくは、本協議会での協議を通じ、明日のまちづくりに関する議論が大いに進展し、より良い方向性が見出せ、実りあるものとなりますよう祈念し、更に、次年度からの法定合併協議会の開催に向けまして、皆様方の忌憚のない御議論をお願いしたいと思っております。

最後になりましたが、両市町議会の議員をはじめ各委員におかれましては、ご多忙の中、御出席いただきありがとうございます。これからの両市町発展のため、ともに手を携えて努めていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局長)

ありがとうございました。

報道関係の皆様におかれては、今しばらく撮影をとのご希望がございます。続いて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、次に、次第の3でございますが、委員・事務局のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料の2ページをご参照いただきたいと思います。まず、「堺市・美原町任意合併協議会名簿」をご参照いただきます。

まず、委員の方々からご紹介申し上げます。

ただ今、ごあいさつをいただきました、会長の木原堺市長でございます。

続きまして、同じく、ごあいさつをいただきました、副会長の高岡美原町長でございます。続きまして、肥田美原町議会議長でございます。池田美原町議会副議長でございます。

ます。筒居美原町議会市町村合併問題等調査特別委員会委員長でございます。池田美原町議会市町村合併問題等調査特別委員会副委員長でございます。野田美原町助役でございます。

次に、中村堺市議会議長でございます。西堺市議会副議長でございます。辻林堺市議会政令指定都市問題対策特別委員会委員長でございます。加藤堺市議会政令指定都市問題対策特別委員会副委員長でございます。内原堺市助役でございます。同じく、伏見堺市助役でございます。

それでは、本日お越しいただいております報道関係の皆様におかれましては、大変、恐縮ではございますが、カメラ撮影につきましては、以上を持ちましてご遠慮いただきたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、本日は、規約第7条に基づき、関係職員が出席しておりますので、併せてご紹介申し上げます。

指吸堺市市長公室理事でございます。池川堺市市長公室理事でございます。同じく播井堺市指定都市推進部長でございます。

続きまして、奥野美原町総務部長でございます。

それでは、次第4の報告事項以降の議題に移らせていただきます。それでは、議長に進行をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

(会長)

それでは、規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきますので、進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

現在の出席委員は13名で、定足数を満たしておりますので、次第にしたがって、進行させていただきます。

まず、報告事項として3件ございます。これは、すでに両市町で決定された本協議会の規約、規約で両市町の長が協議して定める、あるいは会長が別に定めると規定している事項について、報告するものでございます。

内容については、報告第1号から報告第3号まで一括して、事務局から説明させます。

(事務局長)

それでは事務局より報告第1号から報告第3号まで報告させていただきます。資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。報告の第1号でございます。堺市・美原町任意合併協議会規約につきまして、別紙のとおり御報告申し上げます。続く4ページをご参照いただきたく存じます。

協議会規約第1条、設置でございます。堺市及び美原町は、合併に関する諸問題について協議を行うため、堺市・美原町任意合併協議会を置く、と定めてございます。第2

条、協議会の任務でございますが、以下、各号、4号にわたって協議会の任務を規定しております。第1号は、法定合併協議会設置の準備に関する事項、第2号は、両市町の合併協議に必要な事項、そして第3号といたしまして、合併後の市町村建設計画の基本方針に関する事項、第4号といたしまして、合併後の事務事業のあり方に関する事項でございます。

続きまして、第3条、委員でございますが、以下の3号によって規定をしております。第1号でございますが、両市町の長及び助役、第2号が両市町の議会が選出する議員、括弧といたしまして両市町各4名という規定でございます。第3号では、両市町の長が協議して定める学識経験者、この3号によりまして、委員を構成することとしております。

第4条は、会長及び副会長でございますが、第2項をご参照いただきますと、会長及び副会長は、両市町の長がその協議により、前条の委員の中から、これらを選任することといたしております。

続く第5条でございますが、会長の職務代理といたしまして、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する旨、規定しております。それから第6条、会議でございますが、第2項によりまして、会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない、という規定を定めております。第7条でございます。関係職員の出席、先ほどご紹介させていただきましたが、本協議会におきましても、関係職員を会議に出席させることができるというふうに定めてございます。

第8条、事務局でございますが、第1項に、事務局は堺市に置く、第2項といたしまして、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めることといたしております。それから後ほどご説明いたしますが、第9条、予算でございますが、別に定めるということにいたしております。それから、第10条、財務でございますが、協議会の財務に関しては、堺市の財務に関する手続の例によるということにいたしております。第11条、監査、協議会の出納監査は、美原町の助役さんをお願いしたいということでございます。その他といたしまして、この規約に定めるもののほか、この協議会に関し必要な事項は、会長がこの協議会にお諮りして定めることといたしております。

続きまして、6ページご参照いただきたいと思います。

6ページは今ご説明いたしました協議会規約に関しまして、両市町の長が協議をして定める、又は選任するという事項についての協議の結果のご報告でございます。7ページをご参照いただきまして、第1条でございますが、規約第3条第3号に規定する委員、学識経験者でございますが、当分の間これを置かないというふうに協議をいたしております。それから、第2条といたしまして、会長及び副会長でございますが、両市町が協議の結果、先ほどご紹介したように、会長は堺市長、副会長は美原町長ということで協議をしてございますので、そのご報告でございます。

続きまして、報告第3号、8ページをご覧ください。堺市・美原町任意合併協議会の事務局規程でございますが、9ページ、10ページがその規程でございます。

まず、第1条、趣旨といたしましては、規約の8条第1項で事務局を堺市に置くことといたしまして、同2項で必要な事項は会長が定めるとしておりますので、その根拠を第1条においております。

第2条の所掌事務でございますが、3号挙げてございます。協議会に係る資料の作成に関する事、第2号といたしまして、協議会の庶務に関する事、さらに第3号といたしまして、その他協議会の運営に関し必要な事項ということでございます。

続きまして、第3条、職員でございますが、事務局には次の職員を置き、別表に掲げる者をもって充てる。1号として事務局長、2号として事務局次長、3号として事務局員というふうに規定してございます。第4条は、職員の職務でございますが、第1項、事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。第2項、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。第3項でございますが、事務局員は、上司の命を受け、所掌事務に従事するというところでございます。

続きまして、第5条、事務局長の専決事項でございますけれども、4つの点につきまして第1項で規定いたしております。一つ目が、物品の購入その他契約の締結に関する事、二つ目が、現金の出納に関する事。三つ目が、照会、回答、調査及び資料の収集に関する事、四つ目といたしまして、その他軽易な事務処理に関する事。ただし、第5条第2項におきまして、前項に規定する専決事項であっても、特に重要なもの又は異例なものについては、会長の決裁を受けなければならない旨の規定をしております。

第6条の委任は、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が定めることといたしております。

10ページご参照いただきたいと思います。先ほどご説明いたしました、第3条の事務局長、事務局次長、事務局員でございますけれども、別表のとおりでございまして、先ほどご紹介がもれましたので、改めてご紹介させていただきます。

事務局長をさせていただきます、堺市の太田でございます。続きまして、事務局次長の美原町の西尾企画課長でございます。事務局員、堺市の吉田課長でございます。同じく美原町の西田課長代理でございます。堺市の比嘉主査でございます。以上でございます。

(会長)

以上で報告を終了いたします。何か、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

何か、ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

<「ございません」、「なし」の声あり>

特にないようでございますので、次の案件にまいります。

次に、協議事項でございます。まず、協議第1号と協議第2号について協議をいたしたいと存じます。

この件につきましても、事務局からご説明申し上げます。

(事務局長)

それでは、協議第1号と協議第2号について、お手元の資料11ページから15ページまで一括してご説明申し上げます。

11ページ協議第1号でございます。堺市・美原町任意合併協議会の会議運営規程について、でございます。続く12ページの運営規程をご説明させていただきます。

まず、第1条の趣旨でございますが、堺市・美原町任意合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとしてでございます。第2条の基本方針でございますが、会議の運営に当たっては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする、理念を謳わせていただいております。第3条、議長等の責務でございます。議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行するよう努めなければならない。第2項、委員は会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない、というふうに規定させていただいております。第4条は、会議の開会及び閉会でございますが、会議の開会及び閉会は、議長が宣言することといたしております。第5条、傍聴でございます。会議は傍聴することができる、ということにとりおこなっております。第5条第2項といたしまして、会議の傍聴人は、報道関係者及び一般傍聴人といたしております。第3項で、議長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる旨の規定でございます。第6条、傍聴手続は、事務局が作成した受付簿に必要事項を記入し、と手続を規定しております。第7条は、規律でございますが、傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。第2項、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。第3項、会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。第4項、傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる旨の規定でございます。続きまして、第8条、会議録でございます。議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとします。4点挙げております。第1号としまして、開催の日時及び場所、第2号といたしまして、出席委員の氏名、3号、議題及び議事の要旨、4号といたしまして、前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項、同

上第2項といたしまして、会議録には、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない旨の規定でございます。

それから、第9条ですが、会議録等の公開ということで、会議録及び会議資料は、公開という規定でございます。第10条、委任事項でございます。この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めることといたしております。

続きまして、14ページ、協議第2号をご説明させていただきます。堺市・美原町任意合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。15ページをご参照いただきたいと思います。

第1条の趣旨、堺市・美原町任意合併協議会規約第12条の規定に基づき、協議会の委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。第2条、報酬及び費用弁償の額等でございますが、協議会委員の報酬及び費用弁償につきましては、堺市の附属機関の委員の報酬及び費用弁償の例により、これらを支給するものといたしております。

第3条は委任事項でございます。この規程に定めるもののほか、協議会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定めることといたしております。以上でございます。

(会長)

以上で説明を終わります。何か、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、協議第1号と協議第2号につきましては、ご承認いただいたこととさせていただきます。

早速ではございますが、ご承認いただいた会議運営規程の第8条第2項に基づく、会議録の署名委員を指定させていただきたいと存じます。

野田委員と内原委員をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

続きまして、協議第3号及び協議第4号の事業計画、予算について、協議したいと存じます。

この件につきましても、事務局から一括して、ご説明申し上げます。

(事務局長)

それでは、協議第3号及び協議第4号について、ご説明させていただきます。まず、16ページをご参照いただきたいと思います。平成14年度の堺市・美原町任意合併協議会事業計画についてでございますが、17ページの事業計画を予定しております。まず、

協議事項でございますが、4点ございます。一つが法定合併協議会のスケジュールについて、2点目が、法定合併協議会の委員等の構成について、3点目が、事務事業等の調整の基本方針について、4点目が、市町村建設計画の策定にあたっての基本方針について、でございます。

なお、本任意合併協議会の事業活動の一つといたしまして、広報啓発活動として、協議会だよりの発行、平成15年3月末に全戸配布を計画いたしております。

続きまして18ページをご参照いただきたいと思います。堺市・美原町任意合併協議会予算でございます。先ほど協議会規約でご説明いたしました、第9条の予算につきまして、別に定めるということで、この予算をご承認賜りたいと存じます。19ページをご参照いただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算でございますが、まず第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ8百10万円と定める。第2項でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表平成14年度歳入歳出予算による。第2条、市町負担金でございますが、市町負担金は、第2表平成14年度市町負担金による。

続きまして、20ページをご参照いただきたいと思います。歳入歳出予算でございますが、まず、歳入でございます。先ほど申し上げました、負担金、市町負担金といたしまして、810万円、説明の欄に内訳を記載しております。堺市が741万9千円、美原町が68万1千円でございます。

歳出のほうでございますが、事業費、会議費といたしまして、報酬24万5千円、需要費のうち消耗品費6万円、食糧費2万7千円、印刷製本費8万円、役務費として3万円、目の2番目でございます。広報広聴費といたしまして、委託料730万8千円、これは先ほど申し上げました、協議会だよりの発行委託、全戸配布に係る費用でございます。さらに、予備費といたしまして、35万円、合計810万円でございます。21ページの第2表でございますが、市町の負担の算出根拠でございます。先ほどご説明いたしました、協議会だよりの発行委託の部分につきましては、各市町の世帯割といたしまして、それ以外の部分につきましては均等割という計算でございます。その結果、堺市が741万9千円、美原町が68万1千円ということでございます。以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。何か、質問等ございましたらお願いいたします。
特にございませんか。

< ございません、との声あり。 >

特にないようでございますので、本件についても、ご承認いただいたことといたしま

す。

それでは、次の案件にまいります。

続きまして、協議第5号及び協議第6号の法定合併協議会のスケジュールとその委員構成について、協議させていただきます。

この件につきましても、事務局から一括して、ご説明申し上げます。

(事務局長説明)

続きまして、協議第6号及び第7号について、ご説明いたします。22ページをご参照賜りたいと存じます。法定合併協議会のスケジュールについてでございますが、23ページをご説明させていただきます。平成15年2月、両市町の3月定例議会に仮称ではございますが、堺市・美原町合併協議会設置議案の提案を予定しております。それによりまして、同年4月には新しい法定協議会の設置を図りたい。続く6月頃には第1回協議会の開催を考えてございます。それ以後、順次協議会を開催いたしまして、協議事項にあります合併に関するあらゆる事項についてのご協議をいただき、平成16年の4月ごろに合併協定書の調印をお願いしたいと考えております。

合併の施行につきましては、ご承知のとおり、合併特例法の期限である、平成17年3月までに合併を施行したい、このようなスケジュールで考えてございますので、それにつきましてものご承認を求めたいと存じます。

続きまして、24ページでございますが、協議第6号でございます。法定合併協議会の委員等の構成でございます。25ページをご参照いただきたいと思います。法定協議会の会長及び委員の構成については、次のとおりとするということで、まず会長でございますが、委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して定める。委員でございますが、両市町の長、両市町の助役、両市町とも各1名をお願いしたいと考えてございます。それから、両市町の議会が選出する議員、学識経験者といたしまして、有識者、各種団体代表者含む、という形で構成いたしたいと存じます。なお、委員の定数につきましては、他の合併協議会の例などを参考にしながら、概ね30人程度として、両市町の長が今後、協議して定めてまいりたいと考えております。それから、監査委員でございますが、両市町の監査委員、両市町各1名をお願いしたいと考えております。これにつきましても、併せてご承認を求めたいと存じます。以上でございます。

(会長)

以上で説明を終わります。何か、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

< 異議なし、との声あり >

特にないようでございますので、協議第5号および協議第6号につきましても、ご承

認をいただきました。

本日も承認をお願いすべくご用意させていただいた議案につきましては、以上でございます。

続きまして、提案事項といたしまして、本日は議案のご提案だけをさせていただき、次回の協議会でご協議いただく案件といたしまして、2つほど考えてございます。

協議第7号及び協議第8号でございますが、これにつきまして、事務局から一括してご説明申し上げます。

(事務局長説明)

それでは、協議第7号及び協議第8号のご説明をいたします。まず、26ページでございます。堺市・美原町事務事業等の調整の基本方針についてでございますが、27ページに基本的考え方、調整の体制として整理をさせていただいております。

まず、基本的考え方でございますが、以下にあります5原則を総合的に勘案して実施して参りたいと考えてございます。

一つは、一体性確保の原則。合併後、速やかな一体性の確保に努める。二つ目は、福祉向上の原則。行政サービス及び住民福祉の向上に努める。三点目は、負担公平の原則。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。四点目といたしましては、健全な財政運営の原則。合併後において健全な財政運営に努める。五点目が、行財政改革推進の原則。行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める、と申すことでございます。

2番目の調整の体制でございますが、法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置いたしまして、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行ってまいりたいということでございます。

続きまして、28ページでございます。市町村建設計画の策定にあたっての基本方針でございます。29ページご参照いただきたいと思います。

まず、1点目の計画策定の目的でございますが、堺市、美原町の合併に際し、両市町の住民に対し将来のビジョンを示すとともに、合併特例法等に基づき様々な財政措置が講じられることへの対応を図るため、合併後の両市町域の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

2点目、計画の位置付けでございますが、この計画は、「美原町第3次総合計画」及び堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえて、両市町域のまちづくりの基本方針を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化による南大阪地域における新しい中枢都市づくりを促進し、両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の向上を図るものである。

3点目、計画の構成でございます。この計画は、「まちづくりの基本方針」、それに基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」で構成いたしたいと思っております。

もう一点目の計画期間でございますけど、まちづくりの基本方針は、21世紀を展望した長期的な視野に立ったものであり、まちづくり計画及び財政計画は、先進市の事例等を参考といたしまして、平成17年度から平成26年度までの10カ年の計画といたしたいと存じます。

5番目の計画の策定体制でございますが、先にご説明申し上げました事務事業の調整の基本方針と同じく、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、より専門的で詳細な議論を行って参りたいと考えてございます。

以上につきまして、本日はご提案ということで、とどめさせていただきたいと存じます。

(会長)

以上で説明を終わります。先ほども申し上げましたように、この件につきましては、次回の協議とさせていただきたいと存じます。

最後に、その他といたしまして、今後の協議日程について、事務局からご報告させていただきます。

(事務局長)

今後の協議日程ということでございますが、第2回協議会につきましては、2月中旬頃で考えてございます。各市町の定例議会前に開催いたしたいと考えてございます。お忙しいところ恐縮ではございますが、後日、事務局の方で日程調整させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上でございます。

(会長)

それでは、特に何か、この場で御意見等ございましたら、お互いにフランクに話し合ひさせていただけたらどうかな、と思ひます。
はいどうぞ。

(野田委員)

発言のお許しをいただき、ありがとうございます。堺市議会の議長さんをはじめ、ご出席の委員の皆様方におかれましては、美原町の現状や、また課題につきましては、既にご認識とご理解をいただいていることと思うわけではございますけれども、私ども美原町におきましては、26地区、30箇所において、合併問題について、みんなで考えよう美原の未来ということで、説明会あるいは意見の交換会、また、アンケート調査等

を実施してまいったところでございます。

その中で住民の皆様方の切なる要望、また、町としての考え方等を併せまして、各数項目について、ただ今から申し上げたいと存ずるわけでございます。これらの事項につきましては、堺市さんには堺市さんの立場、また、美原には美原の立場がございまして、それぞれの立場を最大限尊重しつつ、より良き方向性を打ち出していければと、このような思いでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

特に私ども美原町の住民の最大の関心事といたしましては、1つに、合併をして、堺市が確かに政令指定都市になれるのかどうか。

2つ目につきましては、政令指定都市となった場合、区制を設置できるというふうに仄聞いたしておるところでございますけれども、美原区といったものの設置が可能であるのかどうか。

3点目といたしましては、ご承知のように美原町には鉄軌道がございません。従いまして、市町村建設計画におきまして、鉄軌道構想の調査・研究というのを盛り込んでいただけなのか。ただし、鉄軌道構想はかなりの日時もかかりますし、膨大な費用もかかるということは、既に認識をさせていただいております。

ところが、これらの実現に向けて努力していただくことと、それまでの間、4番目といたしまして、路線バス、巡回バスなど、美原でも巡回バスを回らせていただいておりますが、堺市におかれましても、ふれあいバスを回していただいておりますけど、これらの公共交通網が充実されるのかどうか、その点も気になるところでございます。

また、5つ目といたしましては、都市計画道路の問題でございます。現在、美原町におきましては、大阪府の事業として委ねているところでございますけど、政令指定都市になれば、府道、国道、これらがすべて権限移譲がなされると認識はさせていただいておりますけど、これらの都市計画道路の継承・発展をつなげていただけるかどうかにも実に気になるところでございます。

その次、6点目といたしましては、美原町におきましては下水道工事、逐次、進捗をさせていただいておりますけど、あくまでも合併となりますと市街化区域内の下水道の普及促進、これが重点施策になるであろうと、考えておるところでございますので、その整備を着実に進行していただけるかどうか、これが問題となるわけでございます。

7点目といたしましては、私ども、美原は美原なりにそれぞれ基本計画等、樹立をさせていただいておりますけど、特に現庁舎を中心とした中心核、これは美原新拠点と言わしていただいておりますけど、これらの整備がスムーズに進捗できるかどうか、この点も一つ大きく気になるところでございます。

それから、8点目といたしましては、これも基本構想、基本計画の樹立をさせていただいております歴史ゾーン並びに総合スポーツ施設の整備が円滑に図れるだろうか、という

ことであります。

9点目といたしましては、保健福祉と教育の一層の充実でございます。特に保健業務につきましても、現在のところ狭山保健所にその業務・機能を委ねておるところでございますけど、それが堺市さんとの合併が進むとすれば、狭山の保健所と切り離すこととなるわけでございます。したがって、美原町の管内に堺市の保健所の支所等を設置していただけるのであれば、なおさら住民の福祉増進につながるのではないかと、このような考え方をもっておるところでございます。

10点目といたしましては、地区共有財産の取扱いなど、地域固有の課題がどのように扱われるかということでございます。この点につきましても、実に気になるところでございます。

最後に11点目といたしまして、教育につきましては、ご承知のとおり7学区、8学区と統合するわけでございます。そのときに果たして、今現在、やらしていただいております教育の一層の充実を図られるかどうか、これも大きく危惧するところでございます。最後になりますけれども、私ども保育所、幼稚園、これは合併以来ずっと公営・公立を通してきたわけでございます。ところが、堺市さんにおかれましては、民営化の促進を図られているというふうにお聞きしているところでありますが、これらにつきましては、美原町の公営存続に一層努めていただきたいと、いように念願するところでございます。

これらの点につきましては、色々な難しい問題があろうかと思っておりますけれども、これらの点もひとつ、その中に組み入れていただければありがたいなということを考えております。

ということでございまして、合併協議にあたりまして、大きな課題を今ちょっと11項目述べさせていただいたところでございます。

このような内容の議論につきましては、当然、法定合併協議会を設置して、その中で十分、議論していくべきものであるということは、十分承知をいたしておるところでございます。そのためには法定協議会を早い時期に立ち上げをさせていただきまして、住民の皆さん方にも開かれた形で協議を進めていかなければならないことも存じておるところでございますけれども、現時点での堺市さんの考え方をお示しいただければ幸かなと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

(会長)

お答えの方を、内原助役

(内原委員)

野田委員からのご提案等に、堺市の助役の内原でございますが、現時点における考え

方を申し述べさせていただきます。

今、野田委員さんからお話がありましたように、早く法定の合併協議会を立ち上げて、その中で審議していくものがほとんどでございます。それはご承知の上で申されておる訳でございますけれども、ご提案いただきました各11項目ほど、具体的に申されましたけれども、すべて美原町さん、町域の発展でありますとか、利便性を考えますと、あるいは現在まで進めてこられました行政、これを踏まえますと、ごもっともなことばかりであると思います。

堺市におきまして、まあちょっと離れますけれども、昨年12月の定例議会で大綱質疑がございまして、その中で、「高岡町長さんの合併協議会の提言、熱意、意欲についてどう応えていくのか」という質問がございまして、堺市の木原市長が答えておるのは、「美原町さんの高岡町長さんの合併協議会の設立に向けた意欲については、一層強化して美原町さんと連携を図っていく、強めていく所存でありますと、そしてその中で合併協議会で進むべき道を議論を尽くしてまいる所存である。」このように、お答えをされておるところでございます。

先ほど申されましたように、議会の議決を得た法定協議会の中で議論を尽くしていくのは当然でございますけれども、今までの両市町で進めてきました調査研究の成果を踏まえまして、今具体にご提案いただいたものにつきましては、前向きな態度で、あくまで前向きな態度で熱心に、真剣に協議をしていきたい、その実現に努めていきたいというのが、考えの基本でございます。

その中で、特に、合併して政令指定都市へ大丈夫かという趣旨なんですけれど、これはご承知のように、国の支援プランにも、合併すれば、人口70万以上あれば、ということもございまして、両市町で総務省にも一定いい感じを聞かれております。その中では我々確信部分でありますけれども、そのような状況になれば、政令指定都市については、ご承認いただける、正式ではございませんが、こういうふうに、我々確信をしているところでございます。合併すれば、その道が大きく開かれる、このように確信しております。

美原区の設置について大丈夫かと、このことにつきましても、法的には何ら妨げるものはない、まあ人口構成等いいのかということもございまして、これは法的にも障害になるものではないし、これは美原町さんとしては高岡町長さんの公約というようなことでもございます。我々は、そのご意向に当然沿えるように、最大限努力をしいかなきゃならん、とこのように考えておるところでございます。

個々の他のものにつきまして、今、私たちの立場で法定協議会の中でする項目については、答を差し控えますけれども、先ほど申し上げましたように、基本的には、美原町さんのご意向・ご趣旨を十分踏まえて、最大限努力してまいりたい、このような考えでございます。以上でございます。

(会長)

何か、それ以外にございませんでしょうか。どうぞ。

(肥田委員)

先ほど、うちの助役が、要望を色々と、敢えて申しますれば、言いたい放題、羅列をいたしました。市長以下、助役、皆さん方がですね、ハラハラしながらどのようにお受け取りかな、ようあつかましいことを並べまして。

それをですね、ただ今また、助役さんの方から、非常に寛容ある大乗的な見地からこれを咀嚼をしていただきまして、ご答弁をいただきまして、大変安心をいたしているところでございますが、この3月の末に、私の方で資料館の博物館、そして小ホール等オープンいたします。ご承知のように私が先ほど名刺を差し上げました際も、河内鑄物師顕彰会という名刺を刷っております。ご承知であろうと思いますが、これは、堺市さんの歴史、私の方の先祖の河内鑄物師と称して、これが刃物のまちとして隆盛をなし、同時にまた、戦国時代にはですね、まず、鉄砲の製造の先駆者として、うちの技術者が大挙、堺市さんの方へ行った。歴史上から眺めましても、堺と私の方は、今日のこの協議会を別といたしまして、私は個人的な感情でございますけれども、何かこの母屋といん居、このような親近感を抱いて今日来ました。

奇しくも今日このような会を持たせていただいたということは、両市の人口の比率とかいうものではなく、歴史的な背景の中に大きな文化財が今日この会場に、ご先祖さんが招かれたのではないかとこのように解釈をいたしております。

うれしいといえますか、寛容ある先ほど申しあげましたように、大乗的な見地から、助役の御答弁をいただいて、大変、私は感銘を受けたものですから、一言議会の議長として、私の心境を申しあげました。こういうことでございますので、深くご理解をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

(会長)

どうもありがとうございました。特に何か。

それでは、予定しておりました案件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、第1回の堺市・美原町任意合併協議会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 15 年 2 月 日

署名委員 内 原 達 夫

署名委員 野 田 博